

事業費補助金調査票(表)

補助金名	集団活動事業利用者補助金
------	--------------

担当課	こども未来部 保育課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	03	02	04	20	— 01
事業名	認可外保育施設等利用者補助事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	国県補					
補助の種類	事業					

R8 予算額	0	千円
R7 予算額	0	千円
R6 決算額	240	千円
R5 決算額	240	千円
R4 決算額	-	千円
R3 決算額	-	千円
R2 決算額	-	千円

事業の趣旨・目的	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行う施設を利用する幼児の保護者に対し、予算の範囲内において多様な集団活動事業利用者補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児の福祉の増進に資することを目的とする。			補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 本市に居住し、多様な集団活動を行う施設を利用する満3歳から小学校就学前まで幼児の保護者 【補助対象経費】 補助対象者が支払った月額の利用料の合計額 【補助率】 1月当たり 20,000円が上限 ※ 対象施設としての決定を受けた日の属する年度から起算して過去3年間の平均の利用料が20,000円未満である場合は、その額が上限							
	開始年度	令和 5 年度			【国県等の補助率】 県：市補助額の1/3、国：市補助額の1/3 【近隣自治体の補助率】 ・四街道市：成田市同様							
根拠法令等	(市) 成田市幼児に係る多様な集団活動利用支援事業実施規則 (県) 千葉県子ども・子育て支援補助金交付要綱 (国) 子ども・子育て支援交付金交付要綱											
留意事項												
決算内訳	令和 6 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標：年間申請人数 (単位:人数)							
		金額	件数		割合							
	全体事業費	240	/		/							
	うち市補助金	80	1		33.3%							
	うち国補助	80	/		33.3%							
	うち県補助	80	/		33.3%							
自己負担	0	/	0.0%									
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>-</td> </tr> </table>	年度	数値	令和6年度	1	令和5年度	1	令和4年度	-
年度	数値											
令和6年度	1											
令和5年度	1											
令和4年度	-											

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる「安定した子育てを支える基盤を整える」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	やむを得ず施設を利用している保護者の経済的負担を軽減することにより、保育を必要とする保護者に適正な料金で保育を提供することができることから、市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	補助率は1/2以下である	いいえ	保育を必要とする保護者に適正な料金で保育を提供するため、やむを得ず施設を利用している保護者の経済的負担を軽減することは必要である。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	申請者数 R5年度:1件 R6年度:1件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	成田市内に対象の施設がなく、近隣では四街道市(よつかいどう野外保育さとのたね)のみであるが、施設へ通所せざるを得ない保護者の負担軽減を図ると共に、待機児童対策に有効である。
補助対象外経費	補助事業等に直接関わりのない人件費	補助対象外	
	慶弔費及び交際費に係る経費	補助対象外	
	懇親会及び飲食に係る経費	補助対象外	
	慰労を目的とした旅費に係る経費	補助対象外	
	入場料等受益者負担で賄うべき経費	補助対象外	
	団体の資産形成(積立金等)につながる経費	補助対象外	
	その他補助することが適当でない経費	補助対象外	
最終評価	維持継続		
所見	本事業は、保護者の負担軽減のため、施設に通園する児童の保護者に対し、補助を行うものである。市内で待機児童が発生しており、やむを得ず施設を利用する場合は想定されることから、今後も継続して補助事業を実施する。		